



国連生物多様性の10年

(お知らせ)

「山梨県内における生物多様性保全に関する調査活動等及び生物資料の管理に関する基本協定書」の調印式について

平成 28 年 1 月 19 日 (火)
環境省自然環境局生物多様性センター
代表：0555-72-6031
直通：0555-72-6033
センター長：中山 隆治 (内線:111)
専門調査官：阿部慎太郎 (内線:203)
担 当：桐原 崇 (内線:205)

環境省自然環境局生物多様性センター（山梨県富士吉田市）と山梨県森林環境部は、山梨県をはじめとする我が国の生物多様性保全を一層推進するため、生物多様性保全の推進に関する基本協定書を締結し、平成 28 年 1 月 20 日から発行することとなりました。

本協定は、山梨県版レッドデータブック作成等の生物多様性保全に関する調査活動及び生物資料（生物標本及び生物多様性情報等）の管理に係る取組に関して環境省生物多様性センターと山梨県が一層の連携を図るものです。

なお、本協定書締結にあわせて、山梨県内の研究者から、県内で収集された標本類（植物、昆虫等 3 万点以上）が環境省生物多様性センターに収蔵されることとなりました。

1. 本協定の概要

【施設利用】

生物多様性保全に関する調査活動等における協力の一環として、山梨県が行う生物多様性保全のための調査活動等の実施に際し、山梨県の要望に応じて可能な限り環境省生物多様性センターの管理する標本収蔵庫等の施設の設備の提供等を行います。

【生物多様性データの提供と活用】

山梨県が生物多様性保全に関する調査活動等によって収集した生物種の生息地情報等については、可能な限り環境省生物多様性センターに提供されます。また、提供を受けたデータは、環境省生物多様性センターが定める基準に基づいてこれを管理し、山梨県をはじめとする我が国の生物多様性保全推進のため活用されます。

【生物資料の収蔵・管理】

地球のいのち、つないでいこう

2011-2020 国連生物多様性の10年



国連生物多様性の10年

環境省生物多様性センターは、山梨県が実施した生物多様性保全に関する調査活動等によって収集された生物標本を、山梨県からの提供を受けて収蔵・管理し、その保存と活用を図るよう努めます。

※＜参考＞

本協定書の締結を踏まえ山梨県内の研究者から、過去に山梨県内で収集された標本（植物及び昆虫標本約 2 万点）が寄贈され、環境省生物多様性センターに収蔵されました。また、山梨県内の各団体からの要望も受けており、今後も山梨県内の生物資料の収集を進めていきます（6月までに1万点以上を収蔵の予定）。これにより、山梨県内に散在していた貴重な標本類が集約され、適切に維持・保存されて後世に引き継がれることとなります。

2. 調印式について

【日時】平成28年1月20日（水）15：00～

【会場】山梨県庁 本館8階 森林環境部長室
（山梨県甲府市丸の内1-6-1）

【出席者】

一瀬 文昭（山梨県森林環境部長）

中山 隆治（環境省自然環境局生物多様性センター長）

【次第】

- 1 開式
- 2 協定書署名
- 3 環境省生物多様性センター長あいさつ
- 4 山梨県森林部長あいさつ
- 5 閉式

3. 取材について

取材を希望される方は当日、直接会場までお越しください。

4. 問合せ先

環境省自然環境局生物多様性センター

〒403-0005 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾 5597-1

TEL：0555-72-6033 FAX：0555-72-6035 担当者：桐原

山梨県森林環境部みどり自然課

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

TEL：055-223-1520 FAX：055-223-1507 担当者：鈴木

地球のいのち、つないでいこう



国連生物多様性の10年

<環境省生物多様性センターについて>

環境省生物多様性センターは、「調査」「情報」「標本資料」「普及啓発」の4つの柱のもとに総合的に業務を行っています。環境省生物多様性センターから発信される我が国の自然環境、生物多様性に関する情報は、国や自治体などの保全施策の策定や環境アセスメントの実施などさまざまな分野で役立てられ、我が国の生物多様性の保全に寄与しています。また、生物多様性センターでは、トキやイリオモテヤマネコなどの希少野生動植物種をはじめ、散逸のおそれのある重要な動植物標本を収集して標本収蔵庫に保存し、調査研究に役立てており、平成27年現在、約65,000点の標本が収蔵されています。